（別紙１）

江戸川区家事・育児支援事業業務委託事業者選定基準

１　基本的事項

　　選定は「江戸川区家事・育児支援事業業務委託選定委員会」が行う。

　　第一次審査は書類審査、第二次審査はヒアリングを実施する。審査の実施にあたっては「内容評価」と「価格評価」を行い、以下の視点に基づいて評価ポイントを設定し、ポイント総計の高い順に決定する。

２　選定基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着眼点 |
| 内容評価点 | 経営状況・業務に対する取組 | ・経営状況の安定性・公的業務の受注実績・基本理念（子育て支援に対する考え方）・事業実施体制、統括コーディネーターの役割・関係機関との連携、各種行政サービスの紹介・本業務の効果的、効率的な活用の提案と有効性・独自の取組と内容 |
| 家事・育児支援サポーターの採用・育成 | ・採用体制、採用方法、採用基準等の適性・研修体制及び内容の適性・家事・育児支援サポーターの指導方針の適性 |
| 家事・育児支援サポーターの管理体制等 | ・適切な労働管理の実施状況・危機管理における対応方法・法令遵守及び個人情報保護の取組内容 |
| 価格評価点 | 本事業に係る価格設定 | ・価格設定の妥当性 |

３　その他

　次の要件に該当した場合は、適正審査の対象から除外する

1. 所定の日時及び場所に事業実施計画書を提出しない場合
2. 一つの参加事業者が複数の事業実施計画書を提出した場合
3. 誤字、脱字により提案内容が不明確である場合
4. 本プロポーザルに関する資格、条件等に違反した場合
5. 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
6. その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為をおこなった場合